

# 大牟田市公用車有料広告のご案内



公用車の車体に広告を掲載しませんか。走る広告塔としての宣伝効果が期待できます。

大牟田市企画総務部 公共施設マネジメント推進課

電話 0944 (41) 2557

FAX 0944 (41) 2552

e-mail [e-koukyou01@city.omuta.fukuoka.jp](mailto:e-koukyou01@city.omuta.fukuoka.jp)

## ◇大牟田市公用車有料広告掲載までの流れ◇

掲載を希望する公用車の掲載場所を選び、下記の①から⑥までを提出して下さい。

【提出先】 公共施設マネジメント推進課（市役所 4 階）電話 0944(41)2557

- ① 大牟田市公用車（共用車両）広告掲出申込書（5 ページ）
- ② 広告案（サイズ・デザイン・材質等）  
※広告掲載の基準にあったものにしてください。
- ③ 履歴事項全部証明書（法人事業者の場合）※個人事業者の場合は住民票
- ④ 役員等名簿及び照会承諾書（6～7 ページ）
- ⑤ 誓約書（8 ページ）
- ⑥ 市税を滞納していないことの証明書  
※ ただし、③と④については、当該年度に大牟田市の登録業者となっている場合は、添付を省略することができます。

なお、市が必要と認め提出を求めた場合は速やかに提出して下さい。



大牟田市広告掲載要綱第 9 条 1 項の規定に基づき、審査を行います。



大牟田市有料広告掲載決定または非掲載決定の通知をします。



大牟田市有料広告掲載決定の通知があった場合、掲載する広告は屋外広告物に該当しますので、大牟田市屋外広告物条例に規定する許可申請が必要です。

【屋外広告物の問い合わせ】 土木管理課（市役所 4 階）電話 0944(41)2788



屋外広告物許可書を受け取り、納付書により許可手数料をお支払い下さい。



契約を締結しますので、下記の①から②までを公共施設マネジメント推進課へ提出して下さい。

- ① 屋外広告物許可書（写）
- ② 屋外広告物条例に規定する許可手数料の領収書（写）



広告を掲載します。（事前に広告掲載開始日をお知らせ下さい。）



納付書により広告掲載料をお支払い下さい。

### 広告の規格及び料金等

| 広告スペース<br>縦×横 | 掲載料     |
|---------------|---------|
| 30 cm×40 cm   | 1,200 円 |
| 50 cm×50 cm   | 2,500 円 |

※ 掲載料は 1 月 1 箇所当たりの掲載料です（税込み）。

※ 掲載料のほか、屋外広告物の許可手数料 1 箇所 200 円が必要となります。

### 広告掲載方法等

- ① 広告を描いたラッピングフィルムやカッティングシート等のはく離が可能で、長期の広告掲載に耐えることができるものを車体に直接貼り付けます。マグネットシート式や車体塗装はできません。
- ② 広告物には「有料広告」という記載が必要です。（サイズ 3cm×10cm 程度）

### 広告掲載期間

掲載期間の最長期間は3年間です。

※ 契約期間満了後でも引き続き再契約することができます。

### 広告掲載場所

1 1 4 箇所

### 受付期間

随時（土・日・祝日を除く）先着順に受け付けます。

### 提出及び問い合わせ先

大牟田市役所 公共施設マネジメント推進課（市役所 4 階）

電話 0944（41）2557

FAX 0944（41）2552

e-mail [e-koukyou01@city.omuta.fukuoka.jp](mailto:e-koukyou01@city.omuta.fukuoka.jp)

## 広告規制事業者および広告掲載基準

- ① 掲載する業種は、次のいずれにも該当しないものに限ります。
  - ・ 風俗営業及びそれに類似する業種
  - ・ 消費者金融
  - ・ たばこ
  - ・ ギャンブル
  - ・ 法律に定めのない医療類似行為を行う施設
  - ・ 占い、運勢判断
  - ・ 興信所、探偵事務所等
  - ・ 債権取立て、示談引受け
  - ・ 法令等に基づく必要な許可等を受けずに業を行うもの
  - ・ 民事再生法及び会社更生法による再生・更正手続き中の事業者
  - ・ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与しているもの
  - ・ 行政機関からの行政指導を受け、改善しないもの
  - ・ 市税等の滞納があるもの 他
- ② 掲載する広告は、次のいずれにも該当しないものに限ります。
  - ・ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - ・ 政治又は宗教に関するもの
  - ・ 誇大な表現や射幸心を著しくあおる表現
  - ・ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
  - ・ 都市美観を損なうおそれがあるもの
  - ・ 交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれがあるもの 他

## 広告主の責任等

- ① 広告物の作成、掲載、撤去等は広告主が行い、その経費については広告主の負担となります。
- ② 掲載する広告は、屋外広告物に該当しますので、大牟田市屋外広告物条例に規定する許可申請が必要です。
- ③ 広告物の撤去等により公用車の車体塗装のはく離等が生じた場合は、広告主が修復を行います。
- ④ 広告内容に関する市民からの質問等については、広告主が責任を持って対処します。

広告掲載イメージ（38台、114箇所）

| 車 種 | 掲載場所・広告スペース<br>(縦×横)                                                              |                                                                                    |                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
|     | 右側(運転席側)                                                                          | 左側(助手席側)                                                                           | 後ドア                                                                                 |
|     | 50cm×50cm                                                                         | 50cm×50cm                                                                          | 30cm×40cm                                                                           |
| 軽貨物 |  |  |  |
| 軽乗用 |  |  |  |

広告掲載車両走行距離一覧表

| 車 種   | 年間走行距離 | 月平均走行距離 |
|-------|--------|---------|
| 軽貨物平均 | 約6,000 | 約500    |
| 軽乗用平均 | 約5,700 | 約475    |

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

## 大牟田市公用車(共用車両)広告掲出申込書

大牟田市長 様

公用車への広告掲出を以下のとおり申し込みます。

|                   |        |       |                            |   |
|-------------------|--------|-------|----------------------------|---|
| 広告掲出希望者           | 所在地    |       | 〒                          | — |
|                   | 名称     |       |                            |   |
|                   | 代表者職氏名 |       |                            |   |
|                   | 担当者氏名  |       |                            |   |
|                   | 連絡先    | T E L |                            |   |
|                   |        | F A X |                            |   |
|                   |        | Eメール  |                            |   |
| 業 種               |        |       |                            |   |
| 掲 出 希 望 期 間       |        |       | 年 月 日 ~ 年 月 日              |   |
| 掲出希望公用車及び掲出場所     |        |       |                            |   |
| 掲 出 希 望 面 積       |        |       | m <sup>2</sup> (縦 cm×横 cm) |   |
| 広 告 の 内 容 及 び 仕 様 |        |       |                            |   |
| そ の 他             |        |       |                            |   |

## 【添付書類】

役員等名簿及び照会承諾書(様式第2号)及び誓約書(様式第6号)

市税を滞納していないことの証明書

大牟田市長 様

(届出者) 主たる事務所  
の所在地  
法人(団体)名

代表者名

当法人(団体)は、下記の役員名簿に相違ないことを誓約するとともに、当法人(団体)及びこの名簿に記載した者について、大牟田市広告掲載基準第5条に規定する要件に係る確認のため、暴力団又はその構成員との関係の存在に関し、大牟田警察署に照会することを承諾します。

記

| 役 職 | (ふりがな)<br>氏 名 | 性 別 | 生 年 月 日 |
|-----|---------------|-----|---------|
| 代表者 |               |     |         |
|     |               |     |         |
|     |               |     |         |
|     |               |     |         |
|     |               |     |         |
|     |               |     |         |
|     |               |     |         |

備考1 この書面に記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律〔平成十五年法律第五十七号〕の規定により、上記以外の目的には使用しません。

2 裏面の記入要領を参照し、記載してください。

## 記 入 要 領

1 この書面には、次に該当する者を記載すること。

- (1) 株式会社については、取締役(代表取締役を含む。)及び執行役(代表執行役を含む。)
  - (2) 合名会社又は合同会社については、社員
  - (3) 合資会社については、無限責任社員
  - (4) 社団法人又は財団法人については、理事(代表理事を含む。)
  - (5) (1)から(4)までに掲げる法人以外の法人については、(1)から(4)までに掲げる役職に相当する地位にある者
  - (6) 法人格を有しない団体については、代表者及び団体の規約において重要な意思決定に直接関与することとされる者
  - (7) 次に該当する場合は、(1)から(6)に掲げる者のほか、次の者
    - ア 支配人を置く場合は、支配人
    - イ 支店長、営業所長その他の者に契約事務を委任する場合は、支店長、営業所長その他の者
- 2 氏名は、戸籍に記載されている氏名を楷書で記載すること。

誓 約 書

令和 年 月 日

大牟田市長 関 好孝 様  
(公共施設マネジメント推進課)

(届 出 者) 住 所  
法 人 (団 体) 名  
代 表 者 名

私は、大牟田市が大牟田市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業により暴力団を利することがないように、暴力団員はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを認識したうえで、大牟田市暴力団排除条例及び下記契約に係る暴力団の排除に係る各条項について説明を受け、これを了解し、下記事項について誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 大牟田市公用(共用車両)広告掲出に関する契約書第14条(以下「暴力団排除条項」という。)第1項各号のいずれにも該当しません。
- 2 暴力団排除条項第1号又は第2号に該当する事由の有無を警察に照会するため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

※上記1の契約書中の暴力団排除条項第1項各号の解釈の注意点

(1)暴力団排除条項第1項第3号及び第4号関係

暴力団員である事実を知らずに、暴力団員を雇用している場合又は暴力的組織若しくは暴力団員である事実を知らず、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約等を締結した場合であっても、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など適切な是正措置を行わないときは、当該事実を知らながら行っているものとみなす。

(2)暴力団排除条項第1項第6号関係

「社会的に非難される関係」とは、例えば暴力団員を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は暴力団員が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。